

財務省告示第二百二十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定する。

平成二十一年七月一日

財務大臣 与謝野 馨

御前崎港指定保税地域

土地

一 多目的国際ターミナル

静岡県御前崎市港六六一〇番五五地内の基点（北緯三四度三七分一九秒、東経一三八度一三分一四秒）から三一九度一七分五〇秒の方向に引いた線上一三〇・四三メートルの地点を起点とし、同起点から三一三度〇二分二九秒の方向に引いた線上一三・八五メートルの地点、同地点から九〇度一三分二三秒の方向に引いた線上一五・二九メートルの地点、同地点から一六九度四七分三七秒の方向に引いた線上九九・五〇メートルの地点、同地点から九〇度〇〇分三六

秒の方向に引いた線上五二・四九メートルの地点、同地点から二六九度五六分三七秒の方向に引いた線上一一五・〇三メートルの地点、同地点から二七〇度〇四分四六秒の方向に引いた線上一四五・七七メートルの地点、同地点から二六九度五九分三〇秒の方向に引いた線上五・九七メートルの地点、同地点から八九度五九分二〇秒の方向に引いた線上六三・九二メートルの地点、同地点から八九度五六分〇八秒の方向に引いた線上三一・九二メートルの地点、同地点から二六九度五九分〇一秒の方向に引いた線上一・八九メートルの地点、同地点から二七〇度〇五分二七秒の方向に引いた線上〇・七〇メートルの地点、同地点から八九度五九分三五秒の方向に引いた線上一〇・〇〇メートルの地点、同地点から二七〇度〇〇分一〇秒の方向に引いた線上三四一・九二メートルの地点、同地点から二六九度五九分五八秒の方向に引いた線上二〇・〇〇メートルの地点、同地点から二七〇度〇〇分〇六秒の方向に引いた線上〇・六三メートルの地点、同地点から八九度五六分二三秒の方向に引いた線上六五・八〇メートルの地点、同地点から九〇度〇三分五二秒の方向に引いた線上二二・三三メートルの地点と起点とを順次結んだ線によつて囲まれる土地六九、七一九・六八平方メートル

二 西埠頭一、二号岸壁荷捌き地

静岡県御前崎市港六六二〇番五五地内の基点（北緯三四度三七分一九秒、東経一三八度一三分一四秒）から六六度三四分一秒の方向に引いた線上二一・四六メートルの地点を起点とし、同起点から一八度四五分〇五秒の方向に引いた線上四二・六〇メートルの地点、同地点から九〇度〇一分〇三秒の方向に引いた線上三八・四六メートルの地点、同地点から一七〇度三四分三六秒の方向に引いた線上一五・五〇メートルの地点、同地点から一六九度〇八分〇〇秒の方向に引いた線上一〇・七九メートルの地点、同地点から九〇度〇四分一六秒の方向に引いた線上一・〇〇メートルの地点、同地点から一六九度五九分五三秒の方向に引いた線上四二九・九ハメートルの地点、同地点から一六九度五九分〇一秒の方向に引いた線上六九・九三メートルの地点、同地点から一七〇度〇〇分四一秒の方向に引いた線上三八六・九九メートルの地点と起点とを順次結んだ線によつて囲まれる土地二九、〇五一・四五平方メートル